

工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

平成14年 7 月15日制定

令和 2 年10月 1 日最終改正

[財務部契約検査課]

(概要)

第1条 この要領は、中小建設業者への資金供給の円滑化等を目的として、本市発注工事の受注者が、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）に基づく下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）又は「地域建設業経営強化融資制度について（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「地域建設業経営強化融資制度」という。）を利用する場合に、工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権を郡山市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書きの規定により、担保として譲渡すること（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱いについて定めるものである。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、請負代金の額が300万円以上の工事で、約款第35条の前金払、（以下「前金払」という。）が行われたものとする。ただし、次の工事は除くものとする。

- (1) 約款第38条の部分払が行われた工事（ただし、次号アについては、最終会計年度の工事に係る部分払が行われたもの）
- (2) 次の工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事
 - ア 債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為に係る工事又は次年度に繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事（地域建設業経営強化融資制度に限る。）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(第167条の13で準用する場合を含む。)に基づく低入札価格調査の対象となった工事
- (4) その他受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金の貸付事業を行う者（以下「組合等」という。）とする。

(譲渡対象となる債権の範囲)

第4条 譲渡対象となる債権の範囲は、工事が完成した場合において、約款第32条第2項の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、契約が解除された場合においては、約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく

金額（債権譲渡対象以外で、約款第4条により契約保証の免除を受けた工事請負契約の解除に伴う違約金等を含む。）を控除した額とする。

- 2 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）、債権譲渡契約証書（第2号様式）及び債権譲渡通知書（第3号様式）の請負代金額、債権譲渡額は変更後のものとする。なお、組合等と受注者の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には、遅滞なく受注者が組合等に変更後の郡山市工事請負契約書（以下「契約書」という。）の写しを提出して通知することとする。

（債権譲渡承諾の手続き）

第5条 受注者が組合等に債権譲渡をしようとするときは、下請セーフティネット債務保証事業に係る融資か地域建設業経営強化融資制度に係る融資のいずれかを選択した上で、組合等と連署にて契約権者に次の書類により申請するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） 2通
- (2) 債権譲渡契約証書（第2号様式） 1通
- (3) 工事履行報告書（第4号様式） 1通
- (4) 発行日から3カ月以内の受注者及び組合等の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証人の承諾書（債権譲渡につき、保証人等の承諾が必要とされる場合のみ）

- 2 前項の申請をすることができるのは、当該工事の出来高（第2条第2号アについては、最終会計年度の工事に係る出来高）が前金払（第2条第2号アについては、最終会計年度の工事に係る前金払）が行われた金額以上に到達したと認められる日以降で、約款第33条第1項に基づく請負代金の請求が行われていない時期とする。

- 3 第1項の申請を行うときは、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 債権譲渡の目的が、組合等から融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が組合等であること
- (2) 当該債権譲渡が、第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと
- (3) 当該債権が、既に譲渡されていないこと

- 4 債権譲渡承諾依頼書の提出があったときは、契約権者は第2条及び前2項の要件を確認の上、確定日付を付した債権譲渡承諾書（第1号様式）により承諾するものとする。

- 5 契約権者は、前号の規定による承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿（第6号様式）により債権譲渡の申請及び承諾の状況を管理するものとする。

（下請保護）

第6条 受注者は組合等から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画（支払状況・支払計画書（第5号様式））を組合等に提出することとする。

- 2 下請セーフティネット債務保証事業に係る融資を選択した場合は、債権譲渡契約証書は、下請負人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。なお、受注者の倒産時等の下請保護に関しては、受注者及び組合等が責任をもって行うこととし、発注者は関与しないものとする。

（債権譲渡の通知）

第7条 受注者及び組合等は、第5条第4項の承諾を受け債権譲渡契約書を締結した場合は、速やかに連署にて契約権者に債権譲渡通知書（第3号様式）に債権譲渡契約証書（第2号様式）

の写しを添えて提出するものとする。

- 2 前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、受注者は遅滞なく組合等に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(被担保債権)

第8条 債権譲渡は、下請セーフティネット債務保証事業に係る融資にあつては、将来受注者と組合等の間で締結する金銭消費貸借契約（工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて組合等が受注者に対して取得する債権（以下「組合の貸付債権」という。）を、地域建設業経営強化融資制度に係る融資にあつては、組合等の貸付債権及び保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）が当該工事に関して受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、組合等が受注者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

- 2 受注者が、本市との工事請負契約を完全に履行し、組合等が本市から譲渡債権全額を受領した場合は、下請セーフティネット債務保証事業に係る融資にあつては、組合等は組合等の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに受注者に返還することとし、地域建設業経営強化融資制度に係る融資にあつては、組合等は、組合等の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに保証事業会社に支払い、保証事業会社は、残額から保証事業会社の求償債権への弁済に充当し、なお残額があるときは、受注者にその残額を支払うこととする。

- 3 地域建設業経営強化融資制度に係る融資の場合、保証事業会社が有する金銭保証に係る求償債権の担保に関しては、組合等が責任を持って行うこととし、本市は関与しないものとする。

(債権譲渡額の請求)

第9条 債権譲渡を受けた組合等は、確定した債権譲渡額の請求にあつては、次の書類を提出するものとする。

(1) 請求書 1通

(2) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）の写し 1通（組合等の原本証明を付したもの）

(3) 発行日から3カ月以内の受注者及び組合等の印鑑証明書 各1通

(4) 債権譲渡契約証書（第2号様式）の写し 1通（組合等の原本証明を付したもの）

- 2 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた組合等は前金払、中間前金払及び部分払を請求することはできないものとする。

附 則

この要領は、平成14年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(第1号様式 下請セーフティネット債務保証事業に係る融資の場合)

債 権 譲 渡 承 諾 依 頼 書

年 月 日

郡山市（契約権者）

譲 渡 人
(受注者)

住 所

実印

氏 名

譲 受 人
(事業協同組合)

住 所

実印

氏 名

受注者（以下「甲」という。）が「貴市と甲の間で締結された 年 月 日
付けの工事請負契約書」に基づき、貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を

（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、郡山市工事請負契約約款（以下
「約款」という。）第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう御依頼申し上げます。

乙においては、「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領について（令和 年 月
日付け）」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資
するとともに、甲の下請負人に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、約款第42条に規定する契約不適合責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し
添えます。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第35条に規定する前金払、中間前金払及
び約款第38条に規定する部分払を請求いたしません。

記

1	契約番号・工事名	
2	施行場所	
3	契約日	年 月 日
4	工 期	年 月 日～ 年 月 日
5	(1) 請負代金額	金 円（ただし、金額変更により増減が生じた場合はその金額による。）
	－(2) 既受領額	金 円
	(3) 債権譲渡額	金 円（ 年 月 日現在見込額、ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

債 権 譲 渡 承 諾 書

年 月 日

甲 様
乙 様

上記につき、未完成工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、郡山市工事請負約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書きの規定により承諾する。

なお、本承諾によって約款第42条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第35条に規定する前金払、中間前金払又は約款第38条に規定する部分払を請求できないものとする。

記

- 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、約款第32条第2項の検査に合格し引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額（債権譲渡以外で、約款第4条により契約保証の免除された工事請負契約の解除に伴う違約金等を含む。）を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5（1）及び（3）の金額は変更後の金額とする。
- 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書に債権譲渡契約証書を添えて提出すること。
- 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 受注者の倒産時等の下請保護に関しては、受注者及び組合が責任をもって行うこととし、契約権者は関与しないものとする。

郡山市 （契約権者） 印

確 定 日 付 印 欄	承 認 番 号

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

郡山市（契約権者）

譲渡人
(受注者)

住所

実印

氏名

譲受人
(事業協同組合等)

住所

実印

氏名

受注者（以下「甲」という。）が「貴市と甲の間で締結された 年 月 日
付けの工事請負契約書」に基づき、貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を

（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、郡山市工事請負契約約款（以下
「約款」という。）第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう御依頼申し上げます。

乙においては、「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領について（令和 年 月
日付け）」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資
するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するも
のとしします。

なお、約款第42条に規定する契約不適合責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し
添えます。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第35条に規定する前金払、中間前金払及
び約款第38条に規定する部分払を請求いたしません。

記

1	契約番号・工事名	
2	施行場所	
3	契約日	年 月 日
4	工期	年 月 日～ 年 月 日
5	(1) 請負代金額	金 円（ただし、金額変更により増減が生じた場合はその金額による。）
	－(2) 既受領額	金 円
	(3) 債権譲渡額	金 円（ 年 月 日現在見込額、ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

債 権 譲 渡 承 諾 書

年 月 日

甲 様
乙 様

上記につき、未完成工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、郡山市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書きの規定により承諾する。

なお、本承諾によって約款第42条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第35条に規定する前金払、中間前金払及び約款第38条に規定する部分払を請求できないものとする。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、約款第32条第2項の検査に合格し引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額（債権譲渡以外で、約款第4条により契約保証の免除された工事請負契約の解除に伴う違約金等を含む。）を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5（1）及び（3）の金額は変更後の金額とする。
- 2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書に債権譲渡契約証書を添えて提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、契約権者は関与しないものとする。

郡山市 （契約権者） 印

確 定 日 付 印 欄	承 認 番 号

(第2号様式 下請セーフティネット債務保証事業に係る融資の場合)

債権譲渡契約証書

(受注者) (以下「甲」という。) と (事業協同組合) (以下「乙」という。) とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

(譲渡債権)

第1条 甲と郡山市(以下「丙」という。)との間で 年 月 日に締結した工事請負契約(以下「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 契約番号・工事名

(2) 施 行 場 所

(3) 契 約 日 年 月 日

(4) 工 期 年 月 日～ 年 月 日

(5) 請 負 代 金 額 金 円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

(6) 既 受 領 額 金 円

(7) 債 権 譲 渡 額 金 円(年 月 日現在見込額、ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

((5)-(6))

債権譲渡額は、工事が完成した場合においては、郡山市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第32条第2項の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額(債権譲渡対象外で、約款第4条により契約保証の免除された工事請負契約の解除に伴う違約金等を含む。)を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、変更後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合には、遅滞なく、甲は乙に変更後の郡山市工事請負契約書(以下「契約書」という。)の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(担保責任)

第2条 甲は、債権譲渡について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第3条 甲及び乙は、債権譲渡について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権

の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

(被担保責任)

第4条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸付債権」という。）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸付債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が、丙との工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は乙の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

(下請保護規定)

第5条 乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸付債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残金の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

(協力義務)

第6条 乙が譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(管轄合意)

第7条 本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本証書2通を作成し、各自その内容を確認し、署名捺印の上、各々1通を所持する。

年 月 日

譲渡人 住所
(受注者)

氏 名

実印

譲受人 住所
(事業協同組合)

氏 名

実印

(第2号様式 地域建設業経営強化融資制度に係る融資の場合)

債権譲渡契約証書

(受注者) (以下「甲」という。) と (事業協同組合等) (以下「乙」という。) とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

(譲渡債権)

第1条 甲と郡山市(以下「丙」という。)との間で 年 月 日に締結した工事請負契約(以下「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 契約番号・工事名

(2) 施 行 場 所

(3) 契 約 日 年 月 日

(4) 工 期 年 月 日～ 年 月 日

(5) 請 負 代 金 額 金 円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

(6) 既 受 領 額 金 円

(7) 債 権 譲 渡 額 金 円(年 月 日現在見込額、ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

((5)-(6))

債権譲渡額は、工事が完成した場合に おいては、郡山市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第32条第2項の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額(債権譲渡対象外で、約款第4条により契約保証の免除された工事請負契約の解除に伴う違約金等を含む。)を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、変更後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合には、遅滞なく、甲は乙に変更後の郡山市工事請負契約書(以下「契約書」という。)の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(担保責任)

第2条 甲は、債権譲渡について、丙が債権譲渡を承諾するにあつては異議を留めた事項以外に

は、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第3条 甲及び乙は、債権譲渡について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第7条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第5条の残預金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払い及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

(被担保責任)

第4条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸付債権」という。）及び「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）が甲により委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸付債権以外の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第5条 被担保債権の中に乙の貸付債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸付債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸付債権の弁済に充当した残額（以下「残余金」という。）について、乙より支払いを受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第6条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払いを求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払いを求めることができない。

(弁済の充当)

第7条 乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸付債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約に係る借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項の規定にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議の上、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸付債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払いを行う。この場合、保証事業会社に支払いをすると

きは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) 本件工事請負契約が解除された場合
- (4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸付債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸付債権への弁済の充当及び保証事業会社へ支払いをしたときは、乙は甲に通知する。
(協力義務)

第8条 乙が譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払い等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第9条 保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認した上で、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第4条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

(説明責任)

第10条 保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解除)

第11条 甲と乙とは、保証事業会社が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

(管轄合意)

第12条 本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本証書2通を作成し、各自その内容を確認し、署名捺印の上、各々1通を所持する。

年 月 日

譲渡人 住所
(受注者)

氏 名

実印

譲受人 住所
(事業協同組合等)

氏 名

実印

(第3号様式)

債権譲渡通知書

郡山市 (契約権者)

年 月 日

譲渡人 住所
(受注者)

氏名

実印

譲受人 住所
(事業協同組合)

氏名

実印

年 月 日付けで承諾いただきました譲渡人が郡山市に対して有する下記工事請負代金債権について、 に譲渡しましたので、譲渡人、譲受人連署の上通知します。

下記工事請負代金について、今後は の下記口座にお振り込みください。

なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請負人への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

譲渡債権の表示

1	契約番号・工事名	
2	施 行 場 所	
3	契 約 日	年 月 日
4	工 期	年 月 日～ 年 月 日
5	(1) 請負代金額 金	円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
	－(2) 既受領額 金	円
	(3) 債権譲渡額 金	円 (年 月 日現在見込額、ただし契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

振込口座

金融機関名
預金の種別
(フリガナ)
口座名義人

本(支)店名
口座番号

(第 4 号様式)

< 約款第11条関係 >

工 事 履 行 報 告 書

契約番号・工事名			
施 行 場 所			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予 定 工 程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			
		監 督 員	主任 (監理)
			技 術 者